

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び該当する区役所の建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分

2 都市計画を変更した土地の区域

広島市東区牛田南一丁目、牛田南二丁目、馬木一丁目、馬木二丁目、馬木町、上温品一丁目、上温品三丁目、上温品四丁目、中山北町、温品六丁目、温品八丁目、温品町、福田一丁目、福田四丁目、福田五丁目、福田七丁目、福田町、戸坂大上一丁目、戸坂くるめ木二丁目、戸坂長尾台、戸坂南一丁目、戸坂山根三丁目、戸坂町の各一部

広島市南区日宇那町、元宇品町の各一部

広島市西区己斐上三丁目、己斐大迫三丁目、己斐東一丁目、新庄町、鈴が峰町、田方二丁目、古江台一丁目、三滝本町二丁目、山手町、竜王町の各一部

広島市安佐南区相田一丁目、相田二丁目、相田三丁目、相田四丁目、相田六丁目、相田七丁目、相田町、大塚西一丁目、大塚西二丁目、大塚西三丁目、大塚西五丁目、大塚西町、大塚東一丁目、大塚東二丁目、大塚東三丁目、大塚東町、大町西一丁目、大町西二丁目、大町西三丁目、大町西五丁目、大町、上安六丁目、祇園五丁目、祇園八丁目、祇園町、高取北一丁目、高取南一丁目、高取南二丁目、高取南三丁目、伴北町、伴中央三丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央七丁目、伴西四丁目、伴東二丁目、伴東五丁目、伴東六丁目、伴東七丁目、伴南三丁目、長束町、沼田町大字伴、毘沙門台東一丁目、緑井三丁目、緑井八丁目、緑井町、安東五丁目、山本六丁目、山本八丁目、山本九丁目、山本新町一丁目、山本町の各一部

広島市安佐北区あさひが丘四丁目、あさひが丘九丁目、大林一丁目、大林四丁目、大林町、小河原町、落合一丁目、落合南一丁目、落合南二丁目、落合南六丁目、可部東四丁目、可部東五丁目、可部東六丁目、可部町大字上原、可部町大字上町屋、可部町大字勝木、上深川

町、亀山九丁目、亀山西一丁目、亀山西二丁目、口田町、口田南五丁目、口田南六丁目、口田南九丁目、深川六丁目、三入二丁目、三入四丁目、三入七丁目の各一部

広島市安芸区上瀬野一丁目、上瀬野町、瀬野四丁目、瀬野五丁目、瀬野西四丁目、瀬野西五丁目、中野六丁目、中野町、中野東二丁目、中野東三丁目、中野東五丁目、中野東六丁目、中野東七丁目、中野東町、畑賀三丁目、船越二丁目、船越四丁目、船越六丁目、船越町、矢野町、矢野西二丁目、矢野西三丁目、矢野西四丁目、矢野西六丁目、矢野西七丁目、矢野東三丁目の各一部

広島市佐伯区石内上一丁目、石内北一丁目、石内東二丁目、石内南一丁目、石内南四丁目、五日市町大字石内、五日市町大字上小深川、五日市町大字上河内、五日市町大字下河内、五日市町大字中地、五日市町大字保井田、五日市町大字薬師ヶ丘、観音台二丁目、観音台四丁目、倉重一丁目、五月が丘一丁目、五月が丘三丁目、五月が丘四丁目、利松二丁目、藤の木一丁目、美鈴が丘東五丁目、美鈴が丘南四丁目、八幡東三丁目の各一部

3 縦覧場所

- | | |
|------------------------------|----------------|
| (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号 | 広島市都市整備局都市計画課 |
| (2) 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号 | 東区役所建設部建築課 |
| (3) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号 | 南区役所建設部建築課 |
| (4) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号 | 西区役所建設部建築課 |
| (5) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号 | 安佐南区役所農林建設部建築課 |
| (6) 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号 | 安佐北区役所農林建設部建築課 |
| (7) 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号 | 安芸区役所農林建設部建築課 |
| (8) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号 | 佐伯区役所農林建設部建築課 |